

規 則

埼玉県道路交通法施行細則及び応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則及び応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第13号中「大型自動車」の次に「、中型自動車、準中型自動車」を加え、同条第14号中「第71条の6第1項」の次に「及び第2項」を、「付けた」の次に「準中型自動車及び」を加える。

第13条中「別記第14」を「別記様式第14」に改める。

第18条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 法第89条第1項に規定する免許の申請をする者にあつては別記様式第14の2、別記様式第14の2の2又は別記様式第14条の2の3の申請書、法第89条第3項前段に規定する技能検査を受けようとする者にあつては別記様式第14の2の4の申請書、規則第18条の5に規定する限定解除の審査を受けようとする者にあつては別記様式第14の2の5の限定解除審査申請書、法第100条の2第5項に規定する再試験を受けようとする者にあつては別記様式第14の2の6の申込書

第18条第1項第7号を削る。

第18条の3の次に次の1条を加える。

(臨時認知機能検査等の通知)

第18条の3の2 法第101条の7第2項に規定する臨時認知機能検査の通知は別記様式第14の2の7の通知書によって、法第101条の7第5項に規定する臨時高齢者講習の通知は別記様式第14の2の8の通知書によってそれぞれ行うものとする。

第18条の4第1項中「別記様式第14の2」を「別記様式第14の2の9」に、「別記様式第

14の2の2」を「別記様式第14の2の10」に改める。

第24条の2中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。

第25条の見出しを「（臨時適性検査等の通知）」に改め、同条第1項中「該当する者」を「規定する臨時適性検査を実施する場合」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第102条第1項から第3項までに規定する医師の診断書の提出を命ずる場合は、別記様式第17の3の命令書によって行うものとする。

別記様式第9及び別記様式第9の2中

セ 使用の本拠における自動車台数 運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
		大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽					
	運転者数	免許種別	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	大型	普通	小型	計	
			一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	二種	二種	特	
		専従												
	予備													

を

セ 使用の本拠における自動車台数 運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
		大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽			
	運転者数	免許種別	大型	中型	準中型	普通	大型	大型	普通	大型	大型	普通	小型	計
			一種	二種	一種	二種	準中型	一種	二種	一種	二種	二種	二種	特
		専従												
	予備													

に改める。

別記様式第14の2の2を別記様式第14の2の10とし、別記様式第14の2を別記様式第14の2の9とし、別記様式第14の次に次の8様式を加える。

別記様式第14の2（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	運転免許申請書（正）										写真貼付欄							
	埼玉県公安委員会 殿					申請日	年 月 日				学科免除者は 写真は不要 縦3cm×横2.4cm 無帽、無背景、上三分身 6か月以内に 撮影したもの							
登録番号	初めてのの方は記載しないでください。											新免許条件						
受けようとする 免許の種類 (○を付ける。)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	仮免 大 中 準 普 型 型 中 通		受験番号
生年月日	昭・平・				年			月			日	性別	男・女					
氏 名	フリガナ	(姓)					(名)					携 帯 電 話 番 号						
本 籍																		
住 所	埼玉県																	
今回設定する 暗証番号	※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。□					教習所名				教習所コード								
	①	□	□	□	□	②	□	□	□	□	□							

記載時の注意事項
三二一
生太
年月字
日はは、
日の楷線
年の色
身ボ
及ル
び明
性別瞭
にに
記載記載
は、して
該当載
するす
ものま
を○で
囲んで
ください。

免許証番号	免許証番号は合格後に記載してください。					試験 免除 事由	修了検定合格者	学 合
							学科・技能試験免除	
							再試験取消学技免	
備 考							外国免許	技 合
							判 定	

適 性 試 験				
視 力	裸 眼	右	聴 力	
		左	運動能力	
		両	色彩識別	
	眼 鏡 等	右	深視力	
		左	視 野	
		両		

別記様式第14の2の2（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	運転免許申請書（併記・正）										写真貼付欄									
	埼玉県公安委員会 殿					申請日	年 月 日					学科免除者は 写真は不要 縦3cm×横2.4cm 無紺、無背景、上三分身 6か月以内に 撮影したもの								
登録番号	初めての方は記載しないでください。										新免許条件									
受けようとする 免許の種類 (○を付ける。)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	仮免 大	仮免 中	仮免 準 中 型	仮免 普 通	受験番号
生年月日	昭・平・				年				月				日		性別	男・女				
氏 名	フリガナ (姓) (名)										電 話 番 号	携 帯								
											自 宅									
今回設定する 暗証番号	※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。□										教習所名				教習所コード					
	①				②															

記載時の注意事項
三二一
生年
文字
年月
日の
の年
号及
び性
別欄
は、
該当
する
もの
を○
で囲
んで
くださ
い。

運転免許証の写し（表）	運転免許証の写し（裏）
-------------	-------------

免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。			試験 免除 事由	修了検定合格者	学 合
備 考					学科・技能試験免除	
					再試験取消学技免	
					外国免許	
				判 定	技 合	

適 性 試 験					
視 力	裸 眼	右		聴 力	
		左		運動能力	
		両		色彩識別	
	眼 鏡 等	右		深視力	
		左		視 野	
		両			

別記様式第14の2の3（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	運転免許申請書（失効・正）										写真貼付欄										
	埼玉県公安委員会 殿					申請日	年 月 日					縦3cm×横2.4cm 無帽、無背景、上三分身 6か月以内に撮影したもの									
登録番号	初めての方は記載しないでください。										新免許条件										
受けようとする 免許の種類 (○を付ける。)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	仮 免 大 型	仮 免 中 型	仮 免 準 中 型	仮 免 普 通	受験番号	
生年月日	昭・平・				年			月			日	性別		男・女							
氏 名	フリガナ (姓)								(名)				電 話 番 号	携 帯 自 宅							
本 籍																					
住 所	埼玉県																				
免許証番号	期限切れの免許証番号を記載してください。										証 明 書 類 等		有 ・ 無								
今回設定する 暗証番号	※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。□										試 験 免 除 理 由										
	①					②					1 - 1		やむ失効・継続（今回）								
									1 - 2		やむ失効・継続（前回から）										
									1 - 3		うっかり失効										
									2 -		やむ失効（6か月経過）										
備 考											学 合										
											判 定		技 合								

記載時の注意事項
三二一
文字は太線内を黒色ボールペンで記載してください。該当するものを○で囲んでください。

有効期限	年 月 日
やむ発生日	年 月 日
やんだ日	年 月 日

適 性 試 験				
視 力	裸眼	右	聴 力	
		左	運動能力	
	眼鏡等	右	色彩識別	
		左	深視力	
		視野		

※ 手数料（埼玉県収入証紙）を貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

<h2 style="margin: 0;">技能検査申請書</h2>											
埼玉県公安委員会 殿						年 月 日			受 験 番 号		
検査を受けようとする 自動車の種類に○を付 けてください。	大 型		条 件								
	中 型										
	準中型										
	普 通										
生 年 月 日	昭 ・ 平				年			月			日
フリガナ	(姓)		(名)			性 別		男 ・ 女			
氏 名						電 話 番 号	自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先				
仮 免 番 号											

仮 免 許 証 有 効
年 月 日 まで

受付印	技合印
-----	-----

- 記載時の注意事項
- 1 太線の枠内を記載してください。
 - 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
 - 3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第14の2の5（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は免許証をコピーしてから下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	限定解除審査申請書										
	埼玉県公安委員会 殿						年 月 日				
資料区分	5 8			審査未済 0 1		限定解除 0 2		受験番号			
免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。								受験回数 回目		
受けようとする 審査の種類 (○を付ける。)	眼鏡 等	A T 限 定	※ そ の 他	※ その他に○を付けた方は、免許の条件を記載してください。							
生年月日	昭・平・		年		月		日	性別	男 ・ 女		
氏 名	フリガナ	(姓)			(名)			携 帯 電 話 番 号	自 宅		

運転免許証の写し（表）	運転免許証の写し（裏）

新 条 件		適 性 試 験					
		視 力	裸 眼	右		聴 力	
左				運 動 能 力			
備 考		眼 鏡 等	両		色 彩 識 別		
			右		深 視 力		
		左		視 野			
		両					

記載時の注意事項

- 1 太線の中を記載してください。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
- 3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第14の2の6（第18条関係）

※ 手数料（埼玉県収入証紙）は免許証をコピーしてから下の欄に貼ってください。

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----

受付印	再 試 験 受 験 申 込 書										
	埼玉県公安委員会 殿						年 月 日				
受験番号	4 3 8 8						受験番号				
免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。										
再試験に係る 免許の種類 (○を付ける。)	準 中 型	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付	普 大 普	通 型 通	車 自 動	二 輪 車	車 自 動	(MT ・ AT) (MT ・ AT) { 無制限 ・ 小型 MT ・ AT }
生年月日	昭・平・	年	月	日	性別	男 ・ 女					
フリガナ	(姓)			(名)			携帯				
氏 名							電話				
							番号				
							自宅				

運転免許証の写し（表）	運転免許証の写し（裏）

備考	試 験 結 果			
	学 科		技 能	

記載時の注意事項

- 1 太線の中を記載してください。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
- 3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会



臨時認知機能検査通知書

道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 が取り消される
の効力が停止される こととなります。

臨時認知機能検査 を 行 う 理 由	
臨時認知機能検査 の 場 所	
備 考	

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 印

臨時高齢者講習通知書

道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許 が取り消される こととなります。
の効力が停止される

臨時高齢者講習 を行う理由	臨時認知機能検査において認知機能が低下しているおそれがある と認められるため
臨時高齢者講習 の場所	
備考	

別記様式第14の6中 「

大型	中型	普通

を 「

大型	中型	準中型	普通

」

に改める。

別記様式第16の2中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。

別記様式第17及び別記様式第17の2を次のように改める。

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 印

臨時適性検査実施通知書

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒否の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

運転免許の取り消し効力の停止

Table with 2 columns and 4 rows: 適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果, 適性検査の期日, 適性検査の場所, 備考

(注) 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許試験課適性検査係に提出してください。

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 印

臨時適性検査実施通知書

道路交通法第102条第 項の規定により、あなたの臨時適性検査を次により実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法により運転免許（仮運転免許を含む。）の取消し（拒否）又は効力の停止（保留）の処分を受けることがあります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- (注) 1 運転免許（仮運転免許を含む。）を受けている方が、やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、取消し又は効力の停止の処分を受けることはありません。
- 2 運転免許（仮運転免許を除く。）試験に合格した方が、やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、更に臨時適性検査の通知（運転免許の保留）をします。
- 3 仮運転免許を受けている方が、
- (1) やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、取消しの処分を受けることはありません。
 - (2) 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合（自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合）には、取消しの処分を受けることはありません。

別記様式第17の2の次に次の1様式を加える。

年 月 日

住所

殿

さいたまけんこうあんいんかい
埼玉県公安委員会 印

しん だん しよ てい しゅつ めい れい しよ
診 断 書 提 出 命 令 書

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
- が取り消される
- の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

<p>しん だん しよ てい しゅつ めい りゆう 診断書の提出を命ずる理由 となつた認知機能検査の結果</p>	
<p>しん だん しよ てい しゅつ きげん 診断書の提出期限</p>	
<p>しん だん しよ てい しゅつ さき 診断書の提出先</p>	
<p>び 考 備 考</p>	

別記様式第18の3を次のように改める。

整理番号

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

第90条第8項 第18条の4第2項
 道路交通法 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の5第2項
 第103条第6項 の

規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は保留
 なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の 取消し又は効力の停止
 の処分を受けることとなります。

診 断 書 の 提 出 を	
命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

- (注) 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治の医師（道路交通法90条第1項第1号の2及び同法第103条第1項第1号の2に該当して免許を保留又は効力の停止を受けた者（以下「保留又は効力の停止を受けた者」という。）にあっては、認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（保留又は効力の停止を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであること。

別記様式第18の5中「講習予備検査（認知機能検査）受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

別記様式第24中

普通免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許

を

準中型免許 普通免許 大型二輪免許
普通二輪免許 原付免許

に、

普 通

を

普 通	準 中 型

に改める。

別記様式第25の2の2中

免○ 許を のつ 種け 類る	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二

を

免○ 許を の付 種け 類る	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二

に、

質問票を読んで回答してください。
 回答しない場合は更新手続きができません。

を

質問票を読んで回答してください。
 回答しない場合は更新手続きができません。

に改める。

※ 質問票は裏面にあります。

別記様式第25の8中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

(応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部改正)

第2条 応急救護処置指導員の資格認定に関する規則（平成6年埼玉県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「第33条第4項第2号ニ」を「第33条第5項第2号ニ」に、「及び第6項第3号」

を「、第6項第3号及び第7項第3号」に、「規定により公安委員会が」を「規定により埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。